

京都市告示第264号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年 8月 5日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
柚原向日線	西京区大原野上里南ノ町40番地の1地先から	旧	メートル 83.90	メートル 6.30 ~ 7.95
	同町114番地の1地先まで	新	83.90	7.80 ~ 12.40

(建設局土木管理部道路明示課)